

平成 19 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 川島 敦  
(コード番号:4321 東証一部)  
問い合わせ先 取締役 CFO 吉川 泰司  
電 話 番 号 (03)3519-2530

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 19 年 8 月 14 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 50,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 21 条に規定される方式により、平成 19 年 8 月 27 日(月曜日)から平成 19 年 8 月 30 日(木曜日)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、野村證券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)から払込金額(引受人より当社に払い込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 19 年 8 月 31 日(金曜日)から平成 19 年 9 月 3 日(月曜日)まで。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることもあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 8 月 28 日(火曜日)から平成 19 年 8 月 29 日(水曜日)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 9 月 3 日(月曜日)から平成 19 年 9 月 6 日(木曜日)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 19 年 9 月 3 日(月曜日)となる。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他この公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 上限 7,500 株  
及 び 売 出 人 日興シティグループ証券株式会社  
本売出しは、公募による新株式発行（一般募集）に伴い、その需要状況を勘案し行われる、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である本間良輔（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出しである。なお、売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する、又は本売出しが全く行われない場合がある。
- (2) 売 出 価 格 未定  
なお、公募による新株式発行（一般募集）の発行価格と同一とする。
- (3) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行（一般募集）の需要状況を勘案し、貸株人より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (4) 申 込 期 間 公募による新株式発行（一般募集）の申込期間と同一とする。
- (5) 受 渡 期 日 公募による新株式発行（一般募集）の払込期日の翌営業日とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (7) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 7,500 株
- (2) 払 込 金 額 公募による新株式発行（一般募集）の払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 日興シティグループ証券株式会社 7,500 株
- (5) 申 込 期 日 平成 19 年 10 月 2 日（火曜日）から平成 19 年 10 月 5 日（金曜日）までの間のいずれかの日。ただし、公募による新株式発行（一般募集）及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 19 年 10 月 3 日（水曜日）から平成 19 年 10 月 8 日（月曜日）までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)に記載の申込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の払込金額の総額が 1 億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行（一般募集）（以下「一般募集」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、7,500株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成19年8月14日（火）開催の取締役会において、一般募集とは別に、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式7,500株の新株式発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。併せて、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限（以下「グリーンシューオプションの行使期限」という。）として付与します。

日興シティグループ証券株式会社は、貸株人より借り入れる株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）上限株式数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興シティグループ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、日興シティグループ証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	574,226株	(平成19年7月31日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	50,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	624,226株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	7,500株	
(5) 第三者割当増資後の発行済株式数	631,726株	

(注)1. 平成19年7月31日現在の見込みであり、ストックオプションの行使等による増加分は考慮していません。

2. 第三者割当増資による増加株式数は、上記「3. 第三者割当による新株式発行の件」の発行新株式数の全株に対し日興シティグループ証券株式会社から申込みがあり、発行された場合の株式数です。

## 3. 増資の理由(調達資金の用途)等

### (1) 増資の理由(調達資金の用途)

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限12,258,000千円については、全額を当社の組成する投資ピークルへの匿名組合出資等に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

当社は、アセットマネジメントの事業拡大を経営目標として掲げ、これまで順調な成長を遂げてまいりました。平成19年6月末現在、同事業の受託残高は6,223億円となり、不動産アセットマネージャーとして有力な事業基盤を有しております。

昨今の不動産証券化市場の着実な成長とともに、当社の顧客投資家の拡大につながっており、当社にとって追い風の状況にあります。しかしながら、J-REIT(不動産投資信託)の上場銘柄や私募ファンドの運営者等の新規市場参入者も増加しており、収益不動産の取得競争は益々激化する様相を呈している一方、金利の上昇懸念等、資金調達環境にも変化が予想されています。このような中で、当社のさらなる成長のためには、より機動的に投資対象を確保できる体制を維持していくことが、従来にも増して重要となっています。

今般の資金調達及び自己資本の充実による財務体質の一層の強化により、自己勘定による不動産の取得などを促進し、結果としてアセットマネジメント受託物件の増加につながってまいります。すなわち、当社の組成する年金向け私募ファンドや当社グループの運営するJ-REITやオーストラリア不動産信託(Listed Property Trust:LPT)に提供する物件の先行取得、開発案件の積極化シニア・ヘルスケア施設などのオペレーション特化型アセットや海外のアセットへの取り組みなど、多様な手段による投資物件の獲得を計画しているものです。

こうした物件への投資に伴って、アクイジションフィーや賃貸事業収入ならびに不動産売却益などの増加が見込まれます。また、受託残高の増加にともないアセットマネジメントフィーの増加が期待できます。

当社では、アセットマネジメント受託残高の増加を重要な経営指標の一つとして認識しておりますが、今般の資金調達やM&Aを含むアライアンスの拡大などを通じて、その実現に向けた施策を着実に進め、我が国のリーディング・アセットマネージャーの地位を確固たるものとしていく所存です。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけており、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図ると同時に、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

##### (2) 配当決定に当たっての考え方

当社は配当につきましては、安定した配当を基本方針とし、さらに、業績動向を勘案して決定するものと考えております。

##### (3) 内部留保金の使途

内部留保については、自己勘定投資物件の取得等に充当し、一層の事業拡大に努める所存であります。

##### (4) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は一層の業績の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識に立ちながら、同時に積極的な利益還元策を実施していく所存であります。尚、今後の具体的な配当水準については、各期の利益を勘案しその都度決定してまいります。徐々に配当性向を向上させていくことを目指します。

##### (5) 過去3事業年度の配当状況等

	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
1 株当たり当期純利益（連結）	21,739 円 21 銭	18,326 円 81 銭	31,750 円 48 銭
1 株 当 たり 配 当 額 （ 1 株 当 たり 中 間 配 当 額 ）	1,500 円 （ - ）	1,250 円 （ - ）	3,000 円 （ - ）
実 績 配 当 性 向 （ 連 結 ）	6.9%	6.8%	9.4%
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率 （ 連 結 ）	22.0%	25.1%	27.4%
純 資 産 配 当 率 （ 連 結 ）	1.6%	1.9%	2.6%

（注） 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、平成 16 年 12 月期及び平成 17 年 12 月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、平成 18 年 12 月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。なお、自己資本とは、純資産の部合計から少数株主持分を差し引いた数値であります。

3. 純資産配当率は、平成 16 年 12 月期及び平成 17 年 12 月期については、当該決算期の 1 株当たり期末配当金を 1 株当たり株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、平成 18 年 3 月期については、当該決算期の 1 株当たり期末配当金を 1 株当たり純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 平成 17 年 2 月 21 日付をもって 1 株を 3 株に株式分割しています。

5. 平成 19 年 7 月 1 日付をもって 1 株を 2 株に株式分割しています。

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等（平成 19 年 7 月 31 日現在）

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しており、新株発行予定残数等は下記のとおりです。また、当社は、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（潜在株式数 52,949 株）を発行しております。

今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数の上限に対する潜在株式数の比率は 11.7% となる見込みです。

銘柄名	株主総会の特別決議 (取締役会決議日)	新株発行予定残数	発行価格	新株予約権の行使期間
第 1 回新株予約権	平成 15 年 3 月 27 日 (平成 15 年 5 月 22 日)	3,228 株	59,872 円	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
第 2 回新株予約権	平成 15 年 3 月 27 日 (平成 15 年 10 月 1 日)	240 株	110,092 円	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
第 3 回新株予約権	平成 16 年 3 月 25 日 (平成 16 年 9 月 21 日)	7,740 株	162,558 円	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
第 4 回新株予約権	平成 17 年 3 月 24 日 (平成 17 年 9 月 28 日)	9,364 株	195,000 円	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
第 5 回新株予約権	平成 17 年 3 月 24 日 (平成 18 年 3 月 16 日)	220 株	322,797 円	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株数	発行価格	発行価額	払込金総額
公募増資	平成 16 年 9 月 2 日	4,000 株	481,120 円	456,320 円	1,825,280 千円
第三者割当増資（注 1）	平成 16 年 9 月 29 日	610 株	456,320 円	456,320 円	278,355 千円
公募増資	平成 17 年 8 月 30 日	40,000 株	330,770 円	317,130 円	12,685,200 千円
第三者割当増資（注 2）	平成 17 年 9 月 28 日	3,000 株	317,130 円	317,130 円	951,390 千円

（注）1. 平成 16 年 9 月 2 日発行の公募増資に伴うグリーンシュエーションの行使によるものです。

2. 平成 17 年 8 月 30 日発行の公募増資に伴うグリーンシュエーションの行使によるものです。

発行形態	発行日	発行総額	転換価額	転換率
2011 年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債	平成 18 年 12 月 15 日	20,000 百万円	377,720 円	0.0%

（注）転換価額及び転換率は、平成 19 年 7 月 31 日現在のものです。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

過去3事業年度及び直前の株価等の推移

	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
始値	331,000円 194,000円	187,000円	713,000円	540,000円 233,000円
高値	639,000円 194,000円	818,000円	809,000円	676,000円 244,000円
安値	311,000円 172,000円	175,000円	387,000円	466,000円 182,000円
終値	510,000円 190,000円	743,000円	537,000円	466,000円 210,000円
株価収益率(連結)	45.3倍	102.5倍	29.3倍	-倍

(注)1. 平成19年12月期の株価等については、平成19年8月13日現在で記載しております

2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成16年12月期の株価収益率は、平成15年12月期の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を、平成17年12月期の株価収益率は、平成16年12月期の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用しております(それぞれ平成16年12月31日、平成17年2月21日付をもって普通株式1株を普通株式3株に分割しているため)。なお、平成19年12月期については未確定のため記載しておりません。

3. 当社は平成16年12月31日を基準日として普通株式1株を3株とする株式分割及び平成19年6月30日を基準日として普通株式1株を2株とする株式分割を実施しており、印は株式分割権利落後の株価であります。

(4)ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である本間良輔は、日興シティグループ証券株式会社(主幹事会社)に対して、一般募集に係る元引受契約の締結日から90日間(以下「ロックアップ期間」という。)は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。